

2022年7月6日

メンバーさん・ご家族・来園者・スタッフの皆さま

社会福祉法人みなと舎
理事長 飯野雄彦

新型コロナウイルス感染対策法人ポリシー（7月6日からの対応）

以下の内容にて今後の対応を行います。また、スピード感を持って随時変更していきます。

【方針】

全国的に拡大しているオミクロン株は、感染力は強いですが、その代わりに重症度はあきらかに低下しています。他国や国内のデータでは死亡率も極めて低い状況です（ヨーロッパでは0.01%*）。周囲で感染者が急増する中で、現行の対策をさらに強化して、コロナウィルスのスタッフも含めた発生のゼロを目指すことは現実的ではありません。今こそ、コロナに対する考え方を「だれがコロナかを探して、感染をゼロにする意識」から「コロナと共存し、だれもがなると思い、生活維持を優先する意識」にはっきりとシフトしていくことが大切です。そして、コワイのは「コロナ」ではなく、コロナ対策と恐怖で固まってしまい身動きが取れなくなりメンバーさん生活が維持できなくなることだと認識していきたいです。

全国的にスタッフが感染者や、濃厚接触者となることや、福祉施設・保育園や学校などの社会的インフラが休止することで、「メンバーの生活を維持する運営が困難になる」ことに直面しています。実際に諸外国ではすでに大きな社会問題にもなっており、また昨今の状況では、行政まかせにもできません。自分たちで維持する道を探していく必要があります。

コロナ対策として最も重要なのは、自分が無症状でコロナに罹っていても伝染させない、濃厚接触者にさせない、コロナの人がいても濃厚接触者にならないといった業務中や休憩中の基本的な感染予防対策です。法人としては居住型施設もあることから、①法人内の他事業所と連携していくこと、②状況に応じたメンバーの生活ステップの設定や、③実態に即したコロナへの緩和策の導入等を独自に取り入れて臨機応変に対応し乗り切りたいと思います。

今回、コロナにかかわるスタッフの勤務可能基準の改定(2022. 2. 1 改訂)を行いました。重要なのは、だれがコロナになったかではありません。基本的な感染予防対策を守れば決して緩和しすぎた案ではないと考えています。もちろん、今後も基準は稼働してみても変更をしていく予定です。また、外来や通所部門においては、利用者がコロナ患者や濃厚接触者とはっきり特定された状態でなければ受け入れていきます。

コロナかどうかを追求しすぎず、「自分がコロナに罹っていても伝染さない、濃厚接触者にさせない、濃厚接触者にならない基本的な感染予防対策」を徹底し、コロナを恐れすぎず、心配も過剰になりすぎず、予測でなくつねに新しい事実をもとに現実的な対応をしていきたいと思っています。

ご協力よろしく申し上げます。

【行動計画】

1. 一つの「密」でも回避する一各事業所の行動様式

- ① **密集** … 人がいっぱい集まって大きな声を出すことはしない。
… 集まる必要がある場合は、ICTを使うなど「密閉」「密接」を回避する工夫をする。
… 不特定多数が集まる集会や研修等の場合は、できるだけ作らない。
… 事業所内の各部屋の利用人数の目安をあらかじめ決めておく。
- ② **密閉** … 締め切った部屋、締め切った車などの環境は作らない。(外気の取り込みをする)
… 常時換気や定期的な換気に努める。(密閉空間とならないよう窓や出入り口を2か所以上開ける。換気扇を回すなどの対策を怠らない。)
- ③ **密接** … 密接となるケアに対しての支援方法を再検討する。
外出先、事業所(施設)内で人に会うときは、症状がなくてもマスクを着用する。
… 一定の距離を保つよう努める。(できるだけ2メートル、最低1メートル空ける)
… 会話をする際は、可能な限り真正面を避ける。

2. 日常の確認—「新しい生活様式の実践」のための行動様式

- ① 毎朝の体温測定、健康チェックをする。(出勤時の記録)
- ② こまめに手洗いをする。(水と石鹸で丁寧に洗う。30秒程度)
- ③ 手指消毒に努める。(事業所内に手指消毒薬の整備)
- ③ 「発熱(37.5℃以上、又は通常より高い場合)」、「風邪の症状」がある場合は、無理せず自宅で療養する。(咳、鼻水、微熱、倦怠感がみられる場合は、事業所に報告し休む)
- ④ 咳エチケットの徹底を図る。(周囲への気配りをする)
- ⑤ 地域の感染情報に注意する。流行地域への移動は避ける。(自らを感染から守る)

3. 濃厚接触者にならない

- ① 食事の介助と歯磨き、吸引介助の際はマスク・フェースシールド又はゴーグルを着用する。
- ② 排泄介助時はメンバーさん毎にエプロンを交換し着用する。
- ③ 食事は黙食を徹底すること。話すときはマスク装着を必須とする。その他の場所でも注意点は同様とする。
- ④ 施設内(ロッカールームでも)ではマスクを外さないことを徹底する。
- ⑤ 施設内でのマスク等の廃棄は、各施設内のルールに従うこと。

4. 熱中症対策の行動様式

- ① 暑さを避けよう。(エアコンの使用、扇風機の使用、涼しい服装の工夫、日陰の利用等)
- ② こまめに水分補給をしよう。(1日あたり、食事以外で1.2リットルの水分摂取が目安)
- ③ 屋外では、十分な距離(2メートル以上)を確保できる場合は、マスクを外してもよい。
- ④ 暑さに備えた身体作りをしましょう。

5. 事業継続

※ 在宅生活においては、体調管理の基本はご家族にお願いいたします。体調がすぐれないときは福祉サービス利用を控えることにご理解とご協力をお願いいたします。

※ 詳しい対応内容等については、各施設・事業所に直接ご相談ください。

① **入所施設（グループホーム含む）の面会**

感染予防策のもと事前予約制で継続しています。

② **通所事業所（ゆう、ライフゆうラボ、ライフゆう学齢デイ）**

通所（利用）前の検温（37.5度以上の場合は、事業所にご連絡ください）と体調管理の把握をお願いします。また、ご家庭においても基本的な感染予防策の徹底をお願いいたします。

なお、自宅において自粛生活を継続される方には、基本利用予定日にお電話等訂にて「健康状態等の確認、困りごとの相談や対応策の検討等」を今後も柔軟に対応していきます。

③ **短期入所（ショートステイゆう）**

コロナ感染予防対策を行いながら通常の受け入れとしています。（緊急以外は完全予約制）

④ **短期入所（ショートステイ・ライフゆう）**

コロナ感染予防対策を行い7月より通常の受け入れとします。（利用3ヶ月前の申込制）

⑤ **居宅介護等（ヘルパーゆう）**

在宅支援を行う際、事前に「検温等体調把握等」をお願いします。通院等の日常生活上必要な支援は、感染拡大防止等の対策を講じ実施します。

⑥ **メンバーさんの「社会参加活動」「外出活動」「移動支援（社会参加活動を目的とした）」**

引き続き人混みへの外出や公共交通機関の利用を控えさせていただきます。ただし、マスク着用であれば可能。

6. 職員労務

① **新型コロナ対応フローチャート（スタッフ用） 詳細別紙参照（2022.2.1改定）**

- ・咳、倦怠感、37.5度以上の発熱、味覚症状等が出現した時は、管理者への報告により「休業扱い」とします。
- ・コロナウイルス感染症患者になった場合、発症した日から10日間の内の勤務日は「休業扱い」とします。また、症状がない場合は検査した日から7日間の内の勤務日は「休業扱い」とします。

② **職員の同居する家族について**

- ・「同居している方」が勤務する事業所や通学している学校等（以下、当該事業所等という）で「新型コロナウイルス感染者」が出た場合。
→同居している家族がコロナウイルス感染症患者である場合、電話等にて所属管理者にご報告をお願いします。自身が濃厚接触者に該当する場合、最終接触日から7日間の内の勤務日は「休業扱い」とします。
→同居している家族が濃厚接触者になった場合、各自で健康管理を行い、自身に症状がなければ勤務可能とします。（濃厚接触者と同居している場合は、同居者の健康管理も行うこと）

③ **職員の海外渡航について（2022.7.6改定）**

- ・海外に渡航する予定がある職員は、事前に管理者に「行先、日程、連絡先」についてお知らせください。
- ・渡航先の感染症流行状況等を事前に「外務省海外安全ホームページ」で確認し、管理者に報告してください。（文章での報告を求める場合があります。）
- ・帰国時の「検疫措置」を終了したらその結果を管理者に報告してください。
- ・厚生労働省の基準による「水際対策」として特別の指示がなければ、通常の勤務に戻ってください。
- ・厚生労働省から隔離や待機等の対策を義務付けられた場合は、その内容を管理者に報告しそ

れに従ってください。(勤務できない場合は「有給または欠勤」の扱いになります。)

7. 来園者

- ① 外部関係者等（業者を含む）が、施設内（靴を脱いで）に立ち入る場合は、体温を計測していただき、発熱が認められる場合には入館をお断りすることがあります。
- ② 検温とマスクの着用、手指等の消毒をしていただきます。入室エリアは、許可されたスペースのみの入室をお願いします。
- ③ 入・退出記録を記入していただきます。（各事業所にて保管します）
- ④ 実習生の受け入れについて…新型コロナウイルス感染拡大防止対策にかかわる「教育実習等に関する対応指針」（2022年7月6日改訂版）がホームページに掲載しています。
- ⑤ みなと舎各事業所（施設）で職場体験・研修について…健康管理の確認用紙の提出をお願いします。「職場体験・研修希望者へのポリシー」がホームページに掲載しています。
- ⑥ 詳細は、「みなと舎ホームページ」に掲載していますのでご確認ください。

以 上